

基本点数表

区分 1 (条例事項)	区分 2 (条例事項の細分)	指数
(1) 家庭外労働 (居宅外自営を含む。)	ア 月 20 日以上、1 日 8 時間以上又は月 160 時間以上	6
	イ 月 20 日以上、1 日 6 時間以上又は月 120 時間以上	5
	ウ 月 16 日以上、1 日 6 時間以上又は月 96 時間以上	4
	エ 月 6 4 時間以上	3
	オ その他の就労	2
(2) 家庭内労働	ア 自営業で月 20 日以上、1 日 6 時間以上又は月 120 時間以上	5
	イ 家庭内労働で月 16 日以上、1 日 6 時間以上又は月 96 時間以上	4
	ウ 月 6 4 時間以上	3
	エ その他の就労	2
(3) 内定	ア 月 160 時間以上で就労が内定している者	5
	イ 月 120 時間以上で就労が内定している者	4
	ウ 月 96 時間以上で就労が内定している者	3
	エ 月 6 4 時間以上で就労が内定している者	2
(4) 出産・妊娠	ア 産前産後約 2 か月以内	5
(5) 疾病	ア 入院を必要とする者、常時病臥者 (居宅内)	6
	イ 通院を必要とするなど、常に安静を要する場合	5
	ウ 疾病等により保育に支障がある場合	4
	エ 上記以外	3
(6) 障がい	ア 身障手帳 1, 2 級、療育手帳 A, B 1、精神障害者保健福祉手帳 1 級	6
	イ 身障手帳 3, 4 級、療育手帳 B 2、精神障害者保健福祉手帳 2, 3 級	5
	ウ 上記以外	3
(7) 看護・介護	ア 入院付き添い、病児病臥 (居宅内) 又は (6)ーアの状態の者の看護・介護	6
	イ 常に安静を要する者、(6)ーイの状態の者の看護・介護又は支援学校等の在園児の看護・介護	5
	ウ 上記以外の者の看護・介護	3
(8) 災害	ア 災害復旧に当たっている者	6
(9) 就学	ア 職業訓練校、専門学校、大学等に就学中で月 16 日以上、1 日 6 時間以上又は月 96 時間以上	4
	イ (9)ーアに該当しない範囲で就学している者	3
	ウ 上記に就学予定の者	1
(10) 求職中	ア 生計中心者が失業等により求職中である者	4
	イ 労働誓約	1
(11) その他	ア 不存在	6
	イ 虐待又は DV のおそれがある等、社会的擁護が必要な世帯	6
	ウ 子どもが障害を有し、入所が望ましいと判断される世帯	4

調整点数表（いずれかの要件のみ加算）

	調整内容	指数
(1)	ひとり親世帯、児童世帯その他これに準じる世帯	2
(2)	育児休業又は産休明けの世帯	1
(3)	就労内定かつ実施開始希望月には就労が見込まれる世帯	1
(4)	在籍児が諸般の事情で一時的に退所し、再入所する世帯	1
(5)	生活保護世帯かつ施設利用により自立が見込まれる世帯	1
(6)	家庭的保育事業等及び2歳児までの保育園の卒園予定児童がいる世帯	1

加算点数表（該当する要件すべてを加算）

(1)	認可外や他市等の保育施設を利用している世帯	1
(2)	保護者が保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として、本市内の保育所等に就労し、又は就労することが内定している世帯	1
(3)	その他入所が必要と福祉事務所長が認める世帯	1